

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公表番号】特表2009-515668(P2009-515668A)

【公表日】平成21年4月16日(2009.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-015

【出願番号】特願2008-541379(P2008-541379)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 K 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 G

A 6 1 L 27/00 V

A 6 1 L 27/00 J

A 6 1 K 6/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月17日(2009.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体適合性マトリックスを含む、目的部位における骨強化のための医薬組成物であって、該生体適合性マトリックスが、

(i) 緩衝液中に血小板由来成長因子(PDGF)を含有する液体を吸収させた多孔質性リン酸カルシウム、

(i i) コラーゲン、及び緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた多孔質性リン酸カルシウム、

(i i i) 緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた同種移植片、又は、

(i v) コラーゲン、及び緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた同種移植片、を含み、リン酸カルシウム又は同種移植片が相互に連結した孔を有する医薬組成物。

【請求項2】

前記目的部位が顎顔面骨部位であり、該顎顔面部位において顎顔面骨を強化する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記顎顔面骨部位が顎堤、骨欠損部、上顎洞壁、抜歯窩、上顎部又は下顎部である請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記液体がPDGFを、0.01mg/ml～10mg/ml、0.05mg/ml～5mg/ml、0.1mg/ml～1.0mg/ml及び0.3mg/mlからなる群から選択される濃度で含む請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記リン酸カルシウム又は同種移植片が、1μm～5mm、100μm～300μm、250μm～1000μm及び1mm～2mmからなるグループから選択される範囲の粒径の粒子からなる、請求項1～4記載の医薬組成物。

【請求項6】

リン酸カルシウム又は同種移植片が、移植後1年で75%再吸収される、請求項1-5のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

リン酸カルシウム又は同種移植片が25%より大きい多孔率又は50%より大きい多孔率を有する、請求項1-6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項8】

リン酸カルシウム又は同種移植片がマクロポアを有する、請求項1-7のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項9】

リン酸カルシウムが-トリカルシウムホスフェートである、請求項1-8のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記PDGFがPDGFホモ二量体、PDGFヘテロ二量体、PDGF-AA、PDGF-BB、PDGF-AB、PDGF-CC、PDGF-DD、又はそれらの組合せもしくはそれらの誘導体である、請求項1-9のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記PDGFが組換えヒトPDGF-BBである、請求項1-10のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項12】

目的部位における骨強化のためのキットであって、
生体適合性マトリックスを含む第一の容器；
PDGFを含む第二の容器；及び
対象の骨強化を促進するために用いられるキットであることの説明書
を包含し、

生体適合性マトリックスが、
(i) 緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた多孔性リン酸カルシウム、
(ii) コラーゲン、及び緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた多孔性リン酸カルシウム、
(iii) 緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた同種移植片、
(iv) コラーゲン、及び緩衝液中にPDGFを含有する液体を吸収させた同種移植片、
を含み、該リン酸カルシウム又は同種移植片が相互に連結した孔を有するキット。

【請求項13】

生体吸収性膜を含む第三の容器を更に包含する請求項12記載のキット。

【請求項14】

ビスホスホネートを更に包含する請求項12又は13に記載のキット。